



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 7 月 6 日 (月曜日) 号外 第 21 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

公 告

○県立視覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の公表…………… (障がい福祉課) 1

頁

○県立聴覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の公表…………… (障がい福祉課) 2

公 告

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2の規定により、県立視覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の手続について、次のとおり公表する。

令和2年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称
県立視覚障害者センター(以下「センター」という。)
- (2) 所在地
宮崎市江平西2丁目1番20号
- (3) 設置目的
視覚障害者のための身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。)第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設

2 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないとき認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) センターの利用に関する業務
- (2) センターの維持及び保全に関する業務
- (3) センターにおける視覚障がい者に関する啓発事業の企画運営業務
- (4) 点訳図書及び録音図書の貸出及び閲覧に関する業務
- (5) 点字図書及び録音図書の製作、刊行及び受入に関する業務
- (6) 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成及び指導に関する業務
- (7) 視覚障がい者に対する点字講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務
- (8) 視覚障がい者等に対する相談業務
- (9) その他知事が必要と認める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び県立視覚障害者センター管理規則(平成17年宮崎県規則第91号)第14条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し

、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者には、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者には、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 身障法第34条の規定に基づく視覚障害者情報提供施設における実務経験を有する者を3人以上従事させることができること。
- (10) 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成、指導の実績を有する者を確保できること。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 施設利用者の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を着実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画書の内容が、地域への貢献等を図るものであること。

- 。
- 8 指定管理候補者の選定方法
提出された指定管理者指定申請書及び県立聴覚障害者センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県福祉総合センター等指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
(1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部障がい福祉課社会参加推進・管理担当 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (32) 4468
(2) 配布期間 令和 2 年 7 月 6 日から令和 2 年 9 月 7 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
(2) 提出期間 令和 2 年 7 月 17 日から令和 2 年 9 月 7 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先
宮崎県福祉保健部障がい福祉課社会参加推進・管理担当
- 12 その他
この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和 39 年宮崎県条例第 7 号）第 10 条の 2 の規定により、県立聴覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の手續について次のとおり公表する。

令和 2 年 7 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
(1) 名称
県立聴覚障害者センター（以下「センター」という。）
(2) 所在地
宮崎市江平西 2 丁目 1 番 20 号
(3) 設置目的
聴覚障害者のための身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号。以下「身障法」という。）第 34 条に規定する視聴覚障害者情報提供施設
- 2 指定期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
(1) センターの利用に関する業務
(2) センターの維持及び保全に関する業務
(3) センターにおける聴覚障がい者に関する啓発事業の企画運営業務
(4) 聴覚障がい者用字幕（手話）入り DVD 等の製作及び貸出業務
(5) 手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成及び派遣に関する業務
(6) 聴覚障がい者等に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務

- (7) 聴覚障がい者等に対する相談業務
(8) その他知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準
公の施設に関する条例第 10 条の 4 及び県立聴覚障害者センター管理規則（平成 17 年宮崎県規則第 92 号）第 14 条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法
知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
(2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。
(3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
(4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者には、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者には、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
(9) 身障法第 34 条の規定に基づく聴覚障害者情報提供施設における実務経験を有する者を、3 人以上従事させることができること。
(10) 手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成、指導の実績を有する者を確保できること。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
(1) 施設利用者の平等な利用が確保されること。
(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
(3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
(4) 事業計画書の内容を着実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
(5) 事業計画書の内容が地域への貢献等を図るものであること。
- 8 指定管理候補者の選定方法
提出された指定管理者指定申請書及び県立聴覚障害者センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県福祉総合センター等指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部障がい福祉課社会参加推進・管理担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (32) 4468
 - (2) 配布期間 令和2年7月6日から令和2年9月7日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 提出期間 令和2年7月17日から令和2年9月7日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先
宮崎県福祉保健部障がい福祉課社会参加推進・管理担当
- 12 その他
この募集に関する詳細は、募集要領による。

--	--